

子連れ戻し 親不在でも

国境越え強制執行、法改正へ

法務省は国際結婚の破綻などで一方の親が母国に連れ帰った子どもを元の国に連れ戻すための関連法改正を検討する。虐待などの危険があってもすぐに保護できないとの日本への国際的な批判に対応する。2019年も国境を越えた子の引き渡しを定めるハーグ条約に沿った国内の関連法改正をめぐす。

法務省 ハーグ条約に対応

上川陽子法相は26日の「戻せるようにする。閣議後の記者会見で「国際的な子の引き渡しに関する法改正」について、必要な規律の見直しを検討する」と明らかにした。連れ帰った親がその場になくても連れ

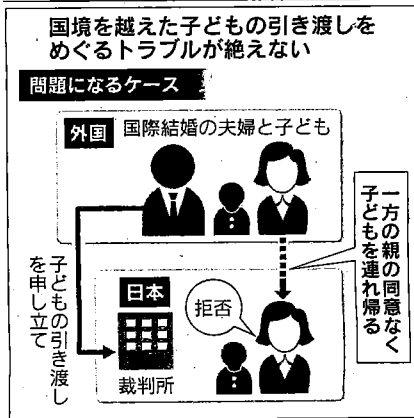
秋にも要綱案を取りまとめる法制審議会(法相の諮問機関)の民事執行法を改正する。

グ条約実施法と、国内の夫婦間の引き渡しに同様の規定を設ける民事執行法を改正する。

迅速保護可能にハーグ条約には一方の

連れ帰った子どもを、元の居住国に戻す強制執行の手続きがある。もう一方の親の申し立てで家庭裁判所の執行官が代わりに子を保護し、元の国に連れ戻す。日本は14年に加盟した。

現在の日本のルールは、親がもう一方の親の同意なく連れ帰った親がその場に



関連法改正に向けたポイント

- ・執行官は、子を連れ帰った親がいなくても、申し立てた親がいれば子を保護できる
- ・子に急迫の危険がある場合や、制裁金の効果が見込めない場合、すぐに保護できる
- ・連れ帰った親の住居以外でも、子の心身への影響を考慮した上で保護を認める
- ・子を力づくで連れ出せない

厚生労働省の人口動態調査によると、夫妻のい

虐待など条件

法務省が検討する新たなルールは①連れ帰った

親が経済的に裕福または極端に困窮しているなど、制裁金を科しても引き渡しの危険がないとみられる②虐待や育児放棄など、子どもへの急迫の危険を防止する必要がある③場合にも強制執行を可能にする内容だ。

執行官は申し立てをし、連れ帰った親が故意に隠れるため従来と同様、一定の年齢に達した子どもが連れ戻しを拒否すれば、強制執行できない。連れ戻しで子どもに重大な危険が及んだり、申し立てた親が元の国で子どもの世話や教育などをしてい

連れ帰った親が自分以外の住居に子をかくま

い、連れ戻しに同意しないよう頼んでも、もう一方の親の申し立てがあれば連れ戻しをできる

米国務省は迅速な引き渡しができないとして5月に日本を「条約の不履行国」と認定。国際的な非難が高まっていた。